

T&M通信

～税務と経営～

2019年4月号

今月の経営チェックポイント✓

- 新年度が始まります。4月より平成31年度となります。
- 平成30年分所得税確定申告の振替納税日
(振替納税利用の方が対象です)
所得税・・・4月22日(月)
消費税・・・4月24日(水)
- 平成31年4月分からの国民年金保険料は16,410円(月額)になります。※口座振替で2年前納すると年間15,760円、1年前納すると年間4,130円、6ヶ月分前納すると年間1,120円の割引があります。
- 協会けんぽ(全国健康保険協会京都支部)の平成31年度の健康保険料率は10.03%、介護保険料率は1.73%です。
- 雇用保険料率の変更はありません。
- 4月、5月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

□今月の祝日は29日(月)が昭和の日、30日(火)が国民の休日です。

納税期限スケジュール

- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
5月7日(火)まで
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出
納税通知書の交付を受けた日後3箇月以内

※当事務所のゴールデンウィーク期間のお休みは4/27(土)～5/6(月)です。



着眼点「今年変わることと『不易流行』」

税理士 田中 彰

平成31年も4月になり新年度がスタートします。そして、この記事を読んでいる時には、新元号が決定していることでしょうか。私は年初の記事で「今年の変化の多い年」と申し上げましたが、まず今月で平成が終わり新元号に変わります。今年度は1ヶ月だけが平成で5月からは新元号になります。また、今月から残業・有給・賃金に関する規定や外国人材の受入れなど働き方のルールも変わります。

ところで、不易流行という言葉は松尾芭蕉が説いた俳諧の理念の一つであるそうですが、「時代を通して不変なもの」と「時代により変化するもの」を融合させる考え方だと言われます。変化により不変なるものを求めるということでしょうか。確かに時代の変化に対応しなければ人は生き残れないかもしれません。ましてや事業や商売は時代に合わせて変わらなければ会社や商店は存続し続けられないでしょう。

消費税が変わるのは今年の10月です。それに備えて私たちが対応しておかなければならないことの一つに、決済方法のキャッシュレス化があります。税率引き上げ時の景気下支え策として中小の飲食店や小売店などの買い物の場合は2～5%のポイント還元が実施される予定です。また住民税の非課税世帯と2歳以下の子供がいる家庭は、25%を上乗せしたプレミアム付き商品券を購入することができる予定です。もう一つ

は、消費税率が10%になっても飲食料品は8%に据え置かれますがアルコール度数が1度以上の「みりん」はお酒なので10%となります。ドリンク剤でも医薬部外品なら10%、清涼飲料水なら8%となり注意が必要です。

不易流行という言葉の意味と今年変わる具体的な事柄を経営の考え方に結びつけることは強引かもしれませんが、経営者の皆様には外部環境の変化を知った上で対策し、是非うまく経営を続けられるように祈念いたします。

●年次有給休暇の時季指定義務化の施行について

働き方改革法案が成立し、2019年4月1日から全ての会社において、年10日以上有給休暇が付与される従業員に対して、年間の年次有給休暇消化日数が5日未満の従業員に会社が時季を指定して有給休暇を取得させることが義務付けられました。

*時季指定義務のポイント

- ①2019年4月1日以降に基準日（入社日から6ヶ月経過後の日）を迎え、新たに有給休暇を10日以上付与した従業員から有給休暇指定義務が発生します。（前年からの繰越の有給休暇は含めません）
- ②会社が決めた特別休暇の日数は5日には含みません。
- ③従業員が自主的に取得した有給休暇は5日から控除できます。
- ④会社が有給休暇の指定をした日にちを、会社都合で従業員の同意なしで変更することはできません。
- ⑤会社は従業員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。
- ⑥会社の就業規則の改定をしなければなりません。
- ⑦有給休暇指定義務に違反して、対象となる従業員に有給休暇の指定取得をさせなかった場合は、30万円以下の罰金が課されます。

（文責：田中 恵子）

●複式簿記の歴史 1

普段から、何でも疑問に思ったことを調べては人に話すのが趣味の私ですが、「これは面白い」と思ったことを、この場を借りて皆様にお伝えしていけたらと思います。今回から何回かに渡り、普段触れることの多い「簿記」についてお話できればと思います。

簿記会計の起源は、諸説ありますが紀元前2000年頃 古代バビロニアの人々であったとされており、「目には目を 歯には歯を」でお馴染みのハンムラビ法典の商法に書かれているものが、現在確認できる一番古いものだと言われています。（現在確認できる、なので、もしかしたらもっと古いかもしれません！）ちなみにこの頃に誕生したのは単式簿記で、複式簿記の誕生はもう少し後になります。貨幣の代わりとなっていた穀物や、税金として集められていた様々な物資を正確に把握する必要があった為に、生まれたものだとされているので、非常に簡易なものであったと推測されます。

余りに古い話であるため、どれだけ調べてもこれ以上の情報は出てきませんが、とても長い歴史があることがわかりますね。

今回は、複式簿記がいつ誕生したのか？をお届けしたいと思います。どんどん面白くなっていく（と思います）ので、次回からも是非お目通し頂ければ幸いです。

（文責：松原 礼）